○留置管理業務指導員運用要綱の制定について(通達)

(平成 26 年 12 月 12 日岡留第 500 号警察本部長例規)

改正 平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号 令和元年 6 月 5 日岡留第 146 号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、別添のとおり、留置管理業務指導員運用要綱を定め、本日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

留置管理業務指導員運用要綱

第1 目的

この要綱は、留置管理業務指導員(以下「指導員」という。)の指定、職務その他の 運用に関し必要な事項を定め、留置管理業務に精通した者が、知識と経験を生かし指 導者としての自覚と誇りを持って、他の警察職員に対し留置管理業務の基本の徹底及 び実務能力の向上を図ることにより、被留置者の事故防止及び適正な留置管理業務の 推進に資することを目的とする。

第2職務

指導員は、警察職員の留置管理業務に関する基本の徹底及び実務能力の向上を図る ため、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 自所属の警察職員に対する留置管理業務の指導及び教養
- 2 各所属からの派遣要請に基づく指導及び教養
- 3 警務部留置管理課(以下「留置管理課」という。)又は警察学校が主催する専科、研修 等における指導及び教養
- 4 不当要求を繰り返す問題被留置者等を留置する留置施設におけるその対応要領に関す る指導及び教養
- 5 各種教養資料、業務マニュアル等の作成

第3 選考基準

指導員は、原則として、次に掲げる基準のいずれにも該当する者とする。

- 1 留置管理業務の経験を有する者であること。
- 2 警部補又は巡査部長の階級にある警察官で、指導員として必要な知識及び指導力を有する者であること。

第4 指定及び解除の手続

1 警務部留置管理課長(以下「留置管理課長」という。)及び警察署長は、指導員として 適格性が認められる警察官を留置管理業務指導員推薦書(様式第1号)により、留置管 理課長を経由して警務部総務統括官(以下「総務統括官」という。)に推薦するものと する。この場合において、警察署に勤務する警察官を推薦しようとするときは、留置 管理課長及び警察署長が事前にその適格性等について協議するものとする。

- 2 総務統括官は、留置管理課長又は警察署長が推薦した者の中から適任者を指導員に指 定するものとする。この場合において、留置管理課長は、指定した指導員を留置管理 業務指導員名簿(様式第2号)に登載するものとする。
- 3 指導員の指定期間は、指導員がその所属に属する期間とする。
- 4 総務統括官は、指導員が選考基準を満たさなくなったとき又は指導員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる事由が生じたときは、指定を解除するものとする。
- 5 留置管理課長は、指定が解除されたときは、留置管理業務指導員名簿から該当者を削除するものとする。
- 6 指導員の指定解除は、留置管理課長を通じて該当者に通知するものとする。

第5 指導員の派遣

- 1 所属長は、指導員による指導教養を行おうとするときは、留置管理業務指導員派遣要請書(様式第3号)により、留置管理課長に派遣を要請するものとする。この場合において、留置管理課長は、警察署の指導員を他所属に派遣しようとするときは、指導員が所属する警察署長と協議の上調整するものとする。
- 2 留置管理課長は、1の要請を受けたときは、指導員に所要の指導及び教養を実施させるものとする。

第6 報告

指導員は、指導及び教養の内容について、留置管理業務指導員活動結果報告書(様式 第4号)により留置管理課長に報告するものとする。

第7 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
留置管理業務指導員推薦書	留置管理課	3 年
留置管理業務指導員名簿	留置管理課	3 年
留置管理業務指導員派遣要請書	留置管理課	1年
留置管理業務指導員活動結果報告書	留置管理課	1年

様式第1号

留置管理業務指導員推薦書 「別紙参照〕

様式第2号

留置管理業務指導員名簿 [別紙参照]

様式第3号

留置管理業務指導員派遣要請書 [別紙参照]

様式第4号

留置管理業務指導員活動結果報告書 [別紙参照]